

文部科学省委託事業（平成19年度）  
障害のある子どもの放課後活動促進に関する調査研究

障害児が参加する  
**放課後子どもプラン**

**実践事例**



全国特別支援学校知的障害教育校PTA連合会

# 目 次

はじめに — 障害児が参加する放課後子どもプラン実践事例について —	2
1. 放課後子どもプランについて — 障害のある子どもの放課後活動の現状と課題 —	3
2. 「放課後子どもプラン」実践事例	6
(1) 放課後子ども教室	6
① 特別支援学校や特別支援学級の児童生徒（障害児）が参加している	
小学校区における「放課後子ども教室」	6
i) 横浜市「放課後児童育成施策」（神奈川県）	6
ii) 品川区「すまいるスクール」（東京都）	8
iii) 川崎市「わくわくプラザ川崎」（神奈川県）	10
iv) 伊達市、三春町「放課後子ども教室」（福島県）	12
v) 世田谷区「新BOP」（東京都）	14
② 特別支援学校における「放課後子ども教室」	15
i) 「あきるのクラブ」（東京都立あきる野学園養護学校）	15
ii) 「大塚クラブ」（東京都立大塚ろう学校）	17
iii) 和歌山県「いきいき交流教室」	18
(2) 放課後児童クラブ（学童クラブ）	20
i) 八王子市の放課後児童クラブ（東京都）	20
ii) 松江市の宍道児童クラブ「しんじっ子」（島根県）	22
iii) 杉並区の放課後児童クラブ（東京都）	23
3. 障害のある子どもの地域における放課後活動 — 保護者の立場から —	24

# はじめに

## — 障害児が参加する放課後子どもプラン実践事例について —

本調査研究の報告書における障害児の放課後活動から、放課後子どもプランの実践事例をいくつか取り上げ、この小冊子にまとめました。限られた実践事例ですが、はじめにこれを概括することで、放課後子どもプランの現状と課題について述べます。

### 1. 放課後子どもプラン

#### (1) 「放課後子ども教室」

##### ① 障害児が参加する小学校区の「放課後子ども教室」

全児童対策事業が関東・関西を中心に全国に広がっています。横浜市「放課後児童育成施策」のように「保育に欠ける」子ども達だけでなく、小学生を中心に全児童を対象に「放課後子ども教室」を実施し、障害児の対応では必要に応じてスタッフが配置されています。

「横浜市放課後子どもキッズ」「川崎市わくわくプラザ」は放課後児童クラブ（学童クラブ）と連携した活動内容がありますが、「品川区すまいるスクール」は「放課後子ども教室」で全児童に実施し、障害児もこれに含め対応しています。

福島県の事例ですが、「ほばらっ子」は伊達市を居住地とする福島県立大笹生特別支援学校の児童生徒や伊達市の特別支援学級の児童生徒が参加する「放課後子ども教室」です。参加する児童生徒の年齢は高等部まで対象にしています。大笹生特別支援学校が放課後活動を拡充し、これを居住地の伊達市が主体となって実施することになったのです。このような方で、全国各地における障害児の放課後活動が広がることを期待したいと思います。

「まほらっこ」は健常児も障害児も区別なく参加できる、三春町の「放課後子ども教室」です。学童クラブも含めて実施しており、全国の参考になる事例です。

「世田谷新BOP」は、特別支援学級の子ども達も、その学級のある小学校区の「放課後子ども教室」に参加している事例ですが、参加できる枠に制限があります。特別支援学校の子どもは、福祉の事業の「学童保育」に参加しています。

##### ② 特別支援学校で実施している「放課後子ども教室」

特別支援学校で実施している「放課後子ども教室」の事例ですが、東京都立あきる野学園養護学校「あきるのクラブ」では、ボランティア養成と連動させて放課後活動を立ち上げ、活動場所を居住地の小学校にして、交流を広げる工夫をしています。

和歌山県「いきいき交流教室」は、県内の全特別支援学校において実施しています。

#### (2) 「放課後児童クラブ」(学童クラブ)

八王子市、松江市、杉並区の事例を取り上げました。現在は、多くの「放課後児童クラブ」に障害児が参加しています。障害のある子どもへの理解を、健常児やその保護者に広げ、研修、巡回指導・相談、学校の担任との連絡協力等、工夫と実践の積み重ねがあり、「放課後子ども教室」はこの方策に学びつつ、学童クラブと連携を深めて実施する必要があります。

### 2. 障害者自立支援法による放課後支援（報告書に記述）

この小冊子の実践事例では、取り上げませんでした。が、「放課後子どもプラン」だけではなく、障害児の放課後活動には多様な内容が用意されることが必要です。児童デイサービス等の制度を使い、様々な団体が「障害児の学童保育」を高校生の年齢まで実施しています。

しかし、障害者自立支援法の制度では、日中一時支援事業となり、報酬単価が低く、放課後活動の実施には困難があります。

報告書では、さらに県独自事業、移動サービス、ボランティア育成にも触れました。

# 1. 放課後子どもプランについて

## — 障害のある子どもの放課後活動の現状と課題 —

### 1. 「放課後子どもプラン」とは

「障害者基本計画」では、「21世紀にわが国が目指す社会は、障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支えあう共生社会とする必要がある。共生社会においては、障害者は、社会の対等な構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定の下に社会のあらゆる活動に参加、参画するとともに、社会の一員としてその責任を分担する。」と述べられています。この「共生社会」の概念は、障害のある人の乳幼児期から成人期までの生涯にわたって、社会のあらゆる活動への参加と参画を支えることを示しています。そして、障害のある人が参加しやすい環境を用意することは、高齢者や幼児、病気等による一時的に支援を必要とする人などにとっても優しい環境であり、社会を構成する全ての国民にとっても重要な意味を持つと考えられます。

「放課後子どもプラン」は、学齢期の子どもたちが、安全で安心な放課後を地域で過ごすことができるように、今年度から取り組まれているものです。この事業の対象となる子どもは、障害のあるなしにかかわらず、全ての小学校在籍児童が対象となっています。「放課後子どもプラン」は、「放課後子ども教室」と「放課後児童クラブ」（学童クラブ）を連携して実施する総合的な放課後対策事業です。そのおもな内容は、次のようになっています。(1)実施主体は、市町村であるが、運営は社会福祉法人・NPO等に委託することができる。(2)事業経費は、文部科学省（放課後子ども教室）と厚生労働省（放課後児童クラブ）が連携をして予算化し、国・都道府県・市町村が、それぞれ3分の1ずつを負担する。(3)事業内容としては、以下の3点が大きな特徴としてあげられています。①市町村に運営委員会を設置し、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施について放課後子どもプランを策定する。（都道府県には、推進委員会を設置し、市町村を支援する）②小学校区を基本とし、小学校での実施を原則とするが、地域の実情により、学校外での実施、あるいは放課後児童クラブのみの実施でもよい。③各小学校区に、事業実施に関わる調整役として、コーディネーターを配置する。

この事業が実施される背景には、保護者の仕事と子育ての両立支援、少子化対策、子どもの地域における安全対策等の種々の理由があると考えられますが、重要なことは、この事業がすべての子どもを対象としており、障害のある児童生徒の地域生活の充実に向け、幅広く理解と協力を得られる契機となる可能性がある点です。障害のある子どもたちの場合は、個々の子どもに合わせた支援が必要であり、その結果、地域社会への参加の機会が狭まり、制約を受けることが多くあります。こうした現状と今後目指すべき共生社会の理念から見て、今回の「放課後子どもプラン」については、次のような点がその意義として考えられます。

- 障害のある子どもたちの学齢期からの地域社会参加の機会を保障することは、子どもたちの成長発達にとって重要な意義を持つ。
- 居住地に住む同年代の子どもたちが、放課後等に遊びや活動を共にすることは、交流及び共同学習の基盤作りとなるものであり、相互の理解を深める契機となる。

### 2. 障害のある子どもたちの放課後

今回の調査において、障害のある子どもたちの地域生活への参加の様子が把握できました。それによると、地域活動への参加率は、小学部約35%、中学部約31%、高等部約21%となっています。「放課後子どもプラン」については、約70%の学校およびPTAが理解しており、障

害のある子どもたちを地域の活動（放課後子ども教室、放課後児童クラブ等）へ参加させたいという希望があることがわかりました。一方、参加にあたっての課題として、担当者の専門性、送迎手段などが、大きな課題として挙げられています。

障害のある子どもたちが参加する地域活動には、障害者自立支援法による社会福祉サービスもあります。児童デイサービスや、日中一時支援事業がこれにあたります。今回の調査において、障害児を対象とした地域活動の実施主体に社会福祉法人が多かったことは、このことを示していると思われます。また、個別の外出支援としての移動支援についても、多くの子どもたちの社会参加の機会となっていることが伺われます。こうした状況を図に表すと以下のようになります。

学部	放課後子どもプラン		障害者自立支援法		
	放課後児童クラブ (学童クラブ)	放課後子ども教室	児童デイサービス	日中一時支援	移動支援
小	障害児対象	障害児対象			
中					
高					

障害者自立支援法および「放課後子どもプラン」により、子どもたちの地域社会への参加機会が増え、その選択肢が拡大してきていると考えられます。しかしながら、障害者自立支援法における「児童デイサービス」、「日中一時支援」については、報酬単価が低くなったことにより、地域の中にこうしたサービスがない状況が見られます。また、「移動支援」についても、小学校低学年においては、支給時間が極端に少ない状況も見られます。障害のある子どもおよびその保護者が、これらの多様な社会参加の機会を選択し、豊かな地域生活を送れるように、制度をどう充実していくかが、今後の課題となります。

### 3. 今後の課題

上記のような実態をふまえ、放課後子ども教室について、以下の2点が今後の課題として考えられます。

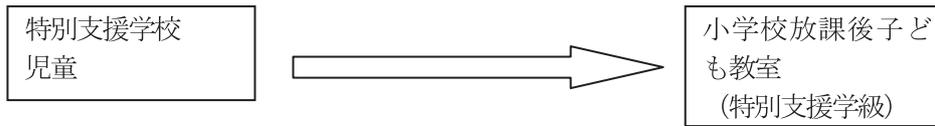
#### (1) 小学校区における実施教室への参加

各小学校区で実施される放課後子ども教室に参加するにあたっては、送迎手段と担当者の専門性が課題となります。

放課後の移動手段については、保護者の負担を軽減するために「移動支援」の利用が考えられますが、現状では小学校低学年での「移動支援」の利用について制限がある自治体が多く見られます。今後の検討課題であると思われます。また、支援の必要な子どもが、初期の参加段階において、ヘルパーやボランティアとともに活動に参加することは、障害のある子どもへの直接的な支援になるとともに、放課後子ども教室の担当者への理解を深める契機になると思われます。

担当者の専門性については、特別支援学校および特別支援学級等の支援および特別支援教育コーディネーターの活用が考えられます。放課後子ども教室と特別支援教育のコーディネーター間の連携により、個々の子どもにあった支援や配慮について、担当者と保護者、学校の共通理解を進められる可能性があります。障害のある子どもの状況によっては、担当者の加配等の制度上の支援が必要となることも考えられます。その際に、「個別の教育支援計画」の活用が組

織間の連携において有効なツールとして考えられるとともに、放課後子ども教室の関係者と連携した「個別の支援計画」が立てられることも重要です。

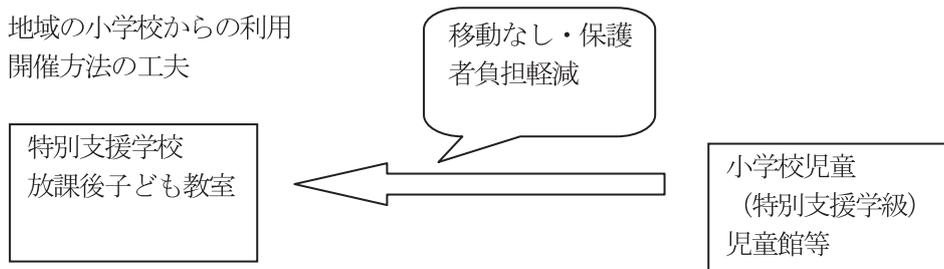


- ※障害者自立支援法・地域生活支援事業の移動支援の活用（小学校低学年でも利用できるように）
- ※コーディネーターの連携、特別支援学校・学級の支援

**(2) 特別支援学校における放課後子ども教室の実施**

特別支援学校における放課後子ども教室の開催は、課題となる移動手段や専門性について対応できることが予想されますが、市区町村立の小学校の協力が必要です。小学校で実施される放課後子ども教室に対して、開催場所を提供するという形で、週1回、月2回などといった工夫が考えられます。移動や参加の際の支援に多くの配慮を必要とする肢体不自由の子どもや医療的ケアが必要な子どもたちにとっては、こうした開催方法の工夫が必要であると思われる。また、特別支援学校における放課後子ども教室の実施をする場合には、居住地域における小学校と連携した開催を工夫することが必要であると考えられますが、その場合には、予算等の配分も含め、都道府県および市区町村の協力が必要であると思われる。

- ※ 地域の小学校からの利用
- ※ 開催方法の工夫



以上2点について、放課後子ども教室の課題および可能性について述べてきましたが、学齢期からの社会参加の機会を充実することが、地域における理解者や支援者を増やし、障害のある子どもの地域生活を豊かにするとともに、共生社会に向けた地域づくりに貢献することが予測されるため、今後の制度の充実と地域における運営の工夫やノウハウの蓄積が課題であると思われる。

## 2. 「放課後子どもプラン」実践事例

### (1) 放課後子ども教室

#### ① 特別支援学校や特別支援学級の児童生徒（障害児）が参加している小学校区における「放課後子ども教室」

#### i) 横浜市「放課後児童育成施策」（神奈川県）

##### 1. 横浜市「放課後児童育成施策」

神奈川県横浜市では全児童を対象とした放課後対策事業として、「はまっ子ふれあいスクール」「放課後キッズクラブ」「放課後児童クラブ（学童保育）」の3事業が行われています。特別支援学校や特別支援学級などに在籍する「個別対応」を必要とする子どもに対しては必要に

横浜市「放課後児童育成施策」 2007年12月現在		
はまっ子ふれあいスクール (平成5年度～)	放課後キッズクラブ (平成16年度～)	放課後児童クラブ (学童保育)
実施ヶ所数：305ヶ所 (2ヶ所は特別支援学校で実施) 運営主体：はまっ子ふれあい スクール運営委員会等 <b>対象児童</b> 原則として当該実施校に通学する1～6年生で参加希望する児童 <b>開設日</b> 毎週月～土曜日 (日、祝、年末年始を除く) <b>開設時間</b> 平日…授業終了後～18:00 土、長期休業期間… 9:00～18:00 (一部のはまっ子は19:00まで) <b>参加料</b> ・参加料…無料 ・傷害見舞金制度負担金… 年額500円 ・一部のはまっ子は17:00以降 月額5000円または1回800円 (市民税所得割・非課税世帯は 月額2500円) ・おやつ代等…実費	実施ヶ所数：44ヶ所 運営主体：法人 <b>対象児童</b> 原則として当該実施校に通学する1～6年生で参加希望する児童 <b>開設日</b> 毎週月～土曜日 (日、祝、年末年始を除く) <b>開設時間</b> 平日…授業終了後～19:00 土、長期休業期間… 8:30～19:00 <b>参加料</b> ・参加料…17:00まで無料 17:00以降月額5000円 または1回800円 (市民税所得割非課税世帯は 月額2500円) ・傷害見舞金制度負担金… 年額500円 ・おやつ代等…実費	実施ヶ所数：175ヶ所 運営主体：運営委員会、 法人 <b>対象児童</b> 地域の小学校1～3年生の 留守家庭児童で、入会を希望する児童 (障害児、または特別事由 のある場合は6年生まで) <b>開設日</b> 毎週月～土曜日 (日、祝、年末年始を除く) <b>開設時間</b> 平日…授業終了後～18:00 土、長期休業期間… 9:00～18:00 (クラブにより時間延長 あり) <b>保育料等</b> 各放課後児童クラブによっ て異なる

応じてスタッフが配置され、障害のある児童でも安全に安心して利用できます。放課後子ども教室（「はまっ子ふれあいスクール」または「放課後キッズクラブ」）は、全ての市立小学校で実施されていますが、市立特別支援学校2校についても行われており、障害のある子どもたちが放課後を過ごす場所の選択肢のひとつになっています。

## 2. 市立小学校における「放課後子ども教室」

「はまっ子ふれあいスクール」「放課後キッズクラブ」は、全児童（小1～6年生）を対象に、全ての横浜市立小学校（347校）で実施しています。各校の登録児童数は全児童の約半数ですが、低学年児童の登録率が特に高いようです。活動場所は、校内に設置された「専用ルーム」の他、多目的スペースや体育館、校庭など、通いなれた学校内で安心して過ごすことができます。「放課後キッズクラブ」は2教室分程度の「専用ルーム」（1室は兼用の場合有り）を確保しており、元気に遊ぶ部屋の他に、宿題などをして静かに過ごす部屋があります。

特別な配慮を必要とする子どもについては、市の担当課に3人の障害児対応専門の巡回相談員がおり、入会時の面接の他、スタッフや保護者の相談等に応じています。障害理解や対応方法などについての研修会は、全てのスタッフを対象に行われています。

「はまっ子ふれあいスクール」は放課後の「遊びの場」として設置されましたが、一部のはまっ子は「生活の場」としての役割も果たしており、今後はさらに留守家庭児童対策をすすめ、要件が整ったところから順次「遊びの場」と「生活の場」の両方を兼ね備えた「放課後キッズクラブ」へと転換していきます。

### 【例：市立北方小学校はまっ子ふれあいスクール】

北方小学校はまっ子ふれあいスクールは、北方小学校校舎3階部分に「専用ルーム」が設置されており、校庭に面した外階段からも自由に入出りができる場所にあります。登録児童数は全校児童の約半数の230人。特別支援学級在籍児童についても約半数の5人が登録しています。平日における平均利用者数は一日につき約40人ですが、そのうち特別支援学級児童は平均3～4人利用しています。個別対応児童については一人ひとりにスタッフが対応し、子どもたちは自分の時間を安全に楽しく自由に過ごしています。土曜日や長期休業期間は平日ほどの利用はありませんが、すいか割りや餅つきなどのイベント時は登録児童や保護者などを含め、250人もの参加があります。

## 3. 市立特別支援学校における「放課後子ども教室」

横浜市には市立11校、県立8校、国立1校、私立2校の特別支援学校があります。現在は市立本郷特別支援学校、市立盲特別支援学校の2校で「はまっ子ふれあいスクール」が行われています。特別支援学校への「はまっ子ふれあいスクール」設置については、多くの課題がありますが（医療的対応が必要な場合など）、将来的には他の特別支援学校にも設置していきたいと考えています。

### 【例：市立本郷特別支援学校はまっ子ふれあいスクール】

市立本郷特別支援学校は知的障害児（小中高等部）が在籍しています。保護者の強い要望から、「はまっ子ふれあいスクール」がスタートしました。

専用ルームの他、プレイルームや体育館、校庭などを利用し、子どもたちは自由に時間を過ごしています。対象児は小、中学部の児童・生徒で、時間は17時まで行われ、定員は一日15人程度で、95人の登録児童や生徒は、週1回程度の参加となっているため、他の平日は地域の「はまっ子ふれあいスクール」を利用している児童もいるようです。

---

## ii) 品川区「すまいるスクール」(東京都)

---

### 【対 象】

1年から6年までの希望する児童(保護者の就労状況は不問)国公立を問わず登録できます。品川区は学校選択制をとっているため、通学する小学校の「すまいるスクール」に通うことを原則としますが、特別支援学校や私立学校児童の場合は住居やバス停・最寄り駅近くの「すまいるスクール」に通うことの相談に乗っています。

### 【実施日】

月曜日から土曜日まで。日曜休日、年末年始、(12月29日～1月3日)はお休み。

### 【利用時間】

平日は放課後～午後5時。土曜日・夏冬休みなどは午前9時～午後5時。  
保護者が働いている場合等は午後6時まで。

### 【費 用】

- ① 登録時費用1,100円(登録時参加費、スポーツ安全保険掛金、振込手数料含)
- ② 勉強会参加費 週2回の学年は800円/月。週1回の学年は500円/月。
- ③ 教室・教材費 100～500円程度。

### 【設置校】

品川区全小学校40校に設置。学校施設を使用。(平成12年1校から始めて平成18年には40校全てに設置。平成17年に学童保育クラブをなくし、現在は「すまいるスクールが」包括します。)

### 【登録者】

区内小学生約12,500人中、8,400人が登録。70%の児童が登録している状況。  
平日の利用は小1～3の児童が多いのですが、登録者のうち30%の2,500人程度。大まかにはひとつの「すまいるスクール」に60人程度。

### 【送 迎】

保護者が行っています。また、支援が必要な児童に関してはボランティアさん(保護者が探した方)が送迎しているケースもあります。

### 【職員について】

正規職員は各スクールに1名で40人配置。全員が学童保育経験者。非常勤職員(教員免許所有者・非所有者どちらも区の採用)も含めトータル100人。委託先からも31校へ委託先の社員が出向いています。大体、1つの「すまいるスクール」に6人位勤務しています。(利用者に応じて配置。)特別支援学校の児童が参加することになれば、人的及びハード的な面でも措置を検討しています。正規職員に対して、障害のある子どもへの接し方などの研修を2回行いました。また、養護学校の学校公開に職員が行くようにしています。大変有効です。特別支援学校の児童から参加希望があると、職員が在籍する養護学校に施設見学に行き、担任の先生との

面談の時間をとってもらっています。そして庶務課・すまいるスクール・当該小学校でそのときの話を受け入れ了解の材料にもします。

### 【利用者・登録者】

増加傾向にあります。小中一貫校の入学希望者が増え、その学校の「すまいるスクール」も希望者が急増。障害のある子どもの利用希望も増えました。これまでに「すまいるスクール」希望者に対して受け入れを断ったことはありません。城南第二小、第四日野小、浜川小、大間窪小、中延小に心身障害固定級固定学級がありますが、その在籍児童は合計で60名程度参加しています。

特別支援学校の児童は4名が利用しています。6年生が2名。1年生が2名。内訳は3名が肢体不自由養護学校在籍の児童で1名が知的障害養護学校の在籍児童。

### 【現在の課題など】

- (1) 日野学園・伊藤学園のような小中一貫校が大規模化していることによって、そのすまいるスクールの希望者が急増すること。一貫校であるため、部活動やその他のことで施設利用上、様々な制約が出てきてしまいます。
- (2) 特別支援学校の児童を受け入れるにあたってのガイドラインを作成する必要があること。各区市に調査をかけています。

すまいるスクールの時間割の例

**すまいるスクールの時間割の例**  
フリータイムをベースに勉強会や教室もあります

	月	火	水	木	金	土
午前	/					★
午後 2時～	1年		★		2年	★
3時～	3年	5年	4年	3年	4年	★
4時～		6年	★	5年	6年	
5時 ～6時						

フリータイム
  勉強会
 ★ 教室

---

## iii) 川崎市「わくわくプラザ川崎」(神奈川県)

---

1. わくわくプラザについて(財団法人かわさき市民活動センターを通して資料提供して頂きました。)

(1) 統括

川崎市市民局地域生活部青少年育成課

(2) 委託事業団体

5団体…全114施設を分割管理

- ① 財団法人かわさき市民活動センター 106施設
  - ② 社会福祉法人青丘社 4施設(川崎区)
  - ③ 菅生こども文化センター 1施設(宮前区)
  - ④ NPO法人川崎児童健全育成会ココロ 1施設(麻生区)
  - ⑤ 社会福祉法人川崎社会福祉事業団<KFJ多摩すかいきっず> 2施設(多摩地区)
- \*①～④は指定管理者です。

### 2. 主旨

「わくわくプラザ」とは、放課後や学校がお休みの日に、わくわくプラザ室など学校の施設を利用して遊びやさまざまな活動をする事業です。

川崎市では全公立小学校114校の施設を活用し、遊びなどの空間・時間・仲間を確保し、児童が豊かな生活体験をすることによって「生きる力」「創造性豊かな心」「共感する心」が育つように支援するため、平成12年度からモデル事業を実施してきました。平成15年度から市内全ての市立小学校で「わくわくプラザ」を開設し活動しております。

平成14年までの留守家庭児事業では定員があったため全市で133名の障害児が利用していましたが、「わくわく」制度移行後平成18年には、750名の登録となり、おおくの児童が利用可能となりました。

### 3. 活動内容

小学校の施設を利用して、遊び及び集団活動、文化・スポーツ的活動等、同学年の児童や異年齢間の児童の交流を促進し、仲間作りを支援します。

(1) 対象児童

小学校1年～6年までの全児童です。地域内の子どもは養護学校、特殊学級の生徒も、申し込みがあれば受け入れています。障害のある児童について事前にアンケートにより児童の様子を把握し、保護者とよく相談の上、状況によってはスタッフの増員を検討します。

(2) 開設日、時間

- ① 月～金曜日の授業終了後～午後6時まで
- ② 土曜日、夏休みは午前8時30分～午後6時(弁当持参可食中毒対策各家庭で工夫)
- ③ 日曜・祝日及び年末年始はお休み
- ④ 一回帰宅してからの参加は安全上出来ないことになっています。

(3) 活動場所

プラザ室、校庭、体育館及び利用可能な施設

スケジュールのパターン化を図り低学年児も、障害児も分かり易いように工夫しています。障害のある児童も原則的に一緒に活動をします。

(4) 費用

① 無料です。

ただし「わくわくプラザ」に申し込む場合は、万一に備えて「スポーツ安全保険」(任意)への加入をおすすめします。保険料は年額500円となります。

行事に参加する場合は参加費が必要になることもあります

② 希望者におやつを提供(実費100円)があります。

(5) 申し込み方法

① 「わくわくプラザ申込書」記入

② 利用法 ◎定期的利用……保護者が就労等。「定期的な利用予定書」提出

◎ランダム利用……好きなときに…利用予定日提出

③ 参加カードに、保護者からの連絡プラザからの連絡記入…希望帰宅時間・お迎えの有無

④ おやつは申込書を書き親が直接100円をプラザ室に届けます。

(6) 支援者

スタッフリーダー・サポーター

\*活動を支援してくれる、地域ボランティアを募集しています。

(7) 障害児の定員・専門家の導入

① 定員は特にありません。

② 専門家の導入は特にありませんが、各団体ごとに主体的にスタッフの研修に取り組んでいます。財団かわさき市民活動センターでは、巡回相談員による巡回相談を実施し、取り組みの充実を図っています。

(8) 障害のある児童の送迎について

養護学校の児童は、各養護学校からスクールバスやヘルパーにより送りとどけられ、帰宅時に保護者が引き取ることであります。

4. 「子育て支援わくわくプラザ」事業の開始(平成20年2月より、試行開始)

平成20年4月より6時~7時まで就労等のためにお迎えが出来ない保護者の児童を対象に月額2,500円でプラザ利用ができます。

5. 課題

(1) プラザ室によっては手狭なところもあります→計画的に施設整備を行っています。

(2) 発達障害の児童(保護者の認知がない児童)の対応がむずかしいことがあります。

→パニックになったときのクールダウンをさせるスペース(別室)については、学校の協力を得るなど工夫をしています。

---

## iv) 伊達市、三春町「放課後子ども教室」(福島県)

——伊達市「ほばらっ子クラブ」と三春町「まほらっこ教室」——

---

### 1. 福島県の「放課後子ども教室」の現状と課題

県立大笹生養護学校は、全知P連、全特長「子育て支援事業」(平成11～19年度)の全国展開の中で、モデル校として先進的に障害のある子どもの休日・放課後活動を促進し、その実績を積み重ねてきました。平成16年度から、国の緊急対策3カ年事業として「子どもの居場所づくり」事業が県内における多くの市町村で始まりましたが、県教委は養護学校にこそ「居場所」が必要と考え、県直営で大笹生養護学校における「子どもの居場所づくり」事業を始めました。そして、「子どもの体験活動の拡大」と「地域の参画」をねらい、保護者、大学生、高校生、退職教員、ボランティア団体等の協力を得て運営しました。

平成19年度から「放課後子どもプラン」となり、「放課後子ども教室」を福島県立盲学校、県立郡山養護学校、県立須賀川養護学校でも始めました。福島県の特別支援学校の「放課後子ども教室」では、小学部だけでなく、中学部、高等部の児童・生徒も対象としています。また、大笹生養護学校の児童生徒で、伊達市を居住地としている児童生徒については、伊達市が「放課後子どもプラン」を実施し、高等部まで希望者誰でも対象にしています。

各市町村においても、広く「放課後子ども教室」を実施し、多くは障害児の参加を拒否していません。ただ、現状で特別支援学校や特別支援学級の児童生徒を積極的に受け入れているのは、伊達市「ほばらっ子クラブ」、南会津町「てんぐ山クラブ」、下郷町「ならはらっ子クラブ」「えがわっ子クラブ」、川俣町「飯坂たのしい教室」等です。

また、放課後児童クラブでも障害児を受け入れており、その機能を維持発展させつつ「放課後子ども教室」と連携して、障害児の放課後活動を拡充していくことが期待されています。

特に、特別支援学校の「放課後子ども教室」が、障害児にとって多様な選択肢になると同時に、ここでの放課後活動の実績が、伊達市の様に地域(居住地)における「放課後子ども教室」へと広がり、さらに各小学校区の「放課後子ども教室」に障害児が参加することへ広がることを期待されます。

以下に、特別支援学校の実践事例として特別支援学校の児童生徒を受け入れている市町村の実践事例として伊達市「ほばらっ子クラブ」、その他の市町村の事例として三春町「まほらっこ教室」の2事例を取り上げます。さらに、特別支援学校における放課後子ども教室として郡山養護学校と福島盲学校の事例について後述します。

### 2. 伊達市「ほばらっ子クラブ」

伊達市における放課後子ども教室の一つとして、大笹生養護学校や特別支援学級の児童生徒を受け入れている「ほばらっ子クラブ」があります。すでに実績のある大笹生養護学校の地域活動に、平成16年度から「子どもの居場所」事業を当てはめ、平成19年度からは「放課後子ども教室」として発展してきています。コーディネーターとして福島大学の先生、ボランティアは社協を通して数名確保。活動場所は公民館。養護学校の重度の児童生徒も特別支援学級の児童生徒も希望があれば誰でも受け入れています。

その他の「放課後子ども教室」(伊達小学校)では、現在は障害児を受け入れていませんが、今後どのように拡充するか、「ほばらっ子クラブ」の児童生徒が、どのように、その他の「放課後子ども教室」に参加していくか、今後の課題となります。ただ、放課後子どもクラブでは、健全児と一緒に障害児も受け入れており、このことと小学校区の「放課後子ども教室」での障害児の受け入れとの連携も大切な課題になると考えられます。

## 1. 伊達市の概要

伊達市全体		
人 口	69,207人 (H19. 11. 1 現在)	
世 帯 数	21,584世帯	
小 学 校	22校	3,995人
中 学 校	6校	2,213人
高 校	3校 (公立2校・私立1校)	
幼 稚 園	15	公立13園 774人
		私立2園 129 (市外59)人
保 育 園	9	公立4園 213人
		私立5園 480人
放課後児童クラブ	12クラブ	496人

身障者手帳の所持者数 (平成19年から平成元年まで生まれ)

身体障害者手帳所持児童数	養育手帳所持児童数	重複障害児童数
40人	93人	21人

## 3. 三春町「まほらっこ教室」

三春町交流館の名称「まほら」は「すぐれたよい場所」といった意味でしょうが、三春町の放課後子どもプランの名称は「まほらっこ教室」。今年度の5、6月からそれぞれ開所し、全小学校区(6校)で実施しています。

活動内容は宿題、絵等の学習活動、オセロ等のゲームを各自で行ったり、ビデオ鑑賞等をみんなで行ったりしています。各小学校区の運営体制として、①コーディネーター各1名(元校長先生等)、②指導員各1名、③安全管理員各4名(登録者各8~13名)を配置しています。詳しくは、以下の表「運営形態」参照。

放課後児童クラブ(学童クラブ)では、すでに障害児も受け入れており、放課後子ども教室と連携して放課後子どもプランを実施するなどしながら、今後障害児の受け入れの拡充が期待されます。

放課後児童クラブ(学童クラブ)は定員(50名)もありますが、地域社会における顔の見える関係が深く、「あの子を受け入れないわけにはいかない」という考え方で、ニーズがあればたいい受け入れています。三春町の放課後子どもプランは、大都市ではない地方一般の実施方法として、地道な工夫と努力の積み重ねがあり、参考になる点が多くあります。

19年度放課後子どもプラン推進事業運営形態

	児童総数(人)	参加者数(人)	不参加者数(人)	参加率	開所日	活動日数(日)	時 間	場 所	
コーディネーター						190	半日(午後)	各小学校区	
運営委員会						3			
三 春 小	427	44	325	24%	6月6日	119	週4日	14:00~16:00	小学校空教室・校庭
		58			4月6日	292		8:30~18:00	
岩 江 小	291	27	229	21%	6月5日	91	週3日	14:00~15:45	小学校空教室・体育館
		35			4月6日	241		8:30~18:00	
御 木 沢 小	119	91	28	76%	5月8日	156	週5日	14:00~16:00	北体育館
中 妻 小	77	66	11	86%	5月9日	158	週5日	14:00~16:00	中妻地区公民館
中 郷 小	67	44	23	66%	5月10日	133	週4日	14:00~15:45	中郷地区交流館・小学校体育館
沢 石 小	90	34	56	38%	6月7日	147	週5日	14:00~16:00	沢石分館・運動場
計	1,071	399	672	37%					

※要田地区については、田村市で要田小学校施設で開催

## &lt;伊達市の放課後子どもプラン&gt;

- ① 放課後子ども教室 2教室  
障がい児対象教室  
「ほぼらっ子クラブ」
- ② 放課後児童クラブ 13クラブ  
(小学校21校で実施、9校は地域の中心校にて実施)
  - a. 障がい児が入っているクラブ数  
2クラブ 各クラブ1名  
児童厚生員による児童に対する指導等をしている。
  - b. 障がい児ではないが手のかかる児童の入っているクラブ数 2クラブ  
指導員に余裕を持たせている。

## v) 世田谷区「新BOP」(東京都)

世田谷区では、平成7年度から児童の放課後の遊び場対策としてBOP（ポップ：Base Of Playing：遊びの基地という意味）が始まりました。これは、小学校の中にBOP室など必要なスペースを確保し、子どもたちの自主的な放課後の遊びをBOPの事務局スタッフ（事務局長、児童指導職員、新BOP指導員、プレイングパートナー）がサポート支援して、多彩な活動を行うという取り組みです。BOPは、小学校に在籍している児童の参加希望者が登録してから、参加します。平成17年度からは、これに学童クラブの機能を加えた「新BOP」として、区内の区立小学校全64校で実施されています。新BOPは、BOPと学童クラブが連携し、いっしょになって活動することによって、全ての小学生の放課後の過ごし方をより豊かにしていこうというものなのです。

区内の全ての小学校で実施されているので、在籍する固定の特別支援学級（以下、学級）の子どもたちも希望者は参加対象になります。学級の子どもたちは、学校から距離的に離れた学区外から通学している子が多いため、放課後に自分のクラスの友だちと遊びたくても、なかなか都合がつかないという悩みを持っていました。新BOPは自分の学校が活動場所なので、帰宅しなくても放課後いっしょに遊ぶことが可能になります。このことは、障害児の放課後の過ごし方に頭を悩ますことが多い保護者にとっても、利用価値があるところとして受け止められたようです。また、校内で新BOPに登録した児童とも、遊びを通して交流が図れるのではないかと期待も持たれました。

実際に新BOPでは、「帰宅しなくても放課後いっしょに遊ぶこと」は、ある程度実現されました。学級の子どもたちは「今日はBOPに行くんだ。」と、自分が行く日を楽しみにしながら、担任に伝えるようになりました。特に、人と関わる能力を持ち社会性が高い子どもにとって、新BOPでプレイングパートナーのお兄さんやお姉さんと遊ぶことは、新しい大人との出会いになったようです。

しかし、問題点も出てきました。新BOPの事務局から「BOPについて、学級の子どもたちの利用人数の枠を設けたい。」という申し込みが、学級の保護者に対してあったのです。通常学級の児童の利用については、定員枠を原則として設けないのがBOPなのですが、利用する子どもたちの安全面の管理を行うことや遊びに加わるプレイングパートナーの人数的な問題で、学級の子どもたち全員が参加した場合には対応しきれないというのが、主な理由でした。安全面のことを考えての申し出だったので、学級では保護者が1カ月間の利用予定のわりふりを行いながら対応しました。

また、「(学級の子どもたちが) 危ないことをするのではないか。」というBOP側の率直な心配も寄せられました。この不安を解消するために、事務局の方に児童の状態を説明したり、学級での活動の様子をお話したりしました。学級の担任と話すのは事務局の職員が中心で、直接子どもたちの遊びに加わるプレイングパートナーと直接話す形ではなく、うまく対応の仕方を伝えられたかどうか、はっきりした手応えはありませんでした。加えて、プレイングパートナーは固定されていませんので、人によって対応が違うという問題を持っていました。新しい人や環境に慣れることが苦手な学級の子どもたちにとっては、利用する日によって遊ぶ環境が違うということになるわけです。同じ敷地の中にいるといっても、お互いに児童への共通理解を図ることはむずかしいと思います。

新BOPは各校で独自の運営がなされています。ぜひ、工夫を重ねて、障害のある児童にとっても、放課後が実り豊かな時間であることを保証できるようになって欲しいです。

## ②特別支援学校における「放課後子ども教室」

### i) 「あきるのクラブ」(東京都立あきる野学園養護学校) ～知肢併置校での休日・余暇活動の実践～

#### 1. 「あきるのクラブ」の生い立ち

##### <障がいのある子どもたちの生活>

開校5年、5日制完全実施を目前に控えた時、養護学校に通う子どもたちは家から遠く離れた学校に通っており、近所に知り合いも少ない状態でした。また、地域で行われていた活動は障害のある子どもたちへの配慮がされていないため、参加のニーズを感じつつも、なかなか参加できずにいました。さらに、地域の福祉サービスもお世辞にも恵まれているとは言い難い状況でした。

##### <あきるのクラブの立ち上げ>

開校2年目より開かれていた「ボランティア養成講座」(都立学校公開講座を活用した取り組み)、東京都の知的障害、肢体不自由それぞれのPTA連合会「子育て支援事業」としての「夏の学校」の取り組みがあり、それをベースにPTAで『あきるのクラブ』を立ち上げることとなりました。初年度はPTA本部で運営していましたが、負担が大きく、翌年は企画・運営を主体的に行う組織を立ち上げることとなりました。保護者、教員、ボランティアに関係なく、有志を募り、「あきるのクラブ実行委員会」が立ち上がり、現在に至っています。

#### 2. あきるのクラブの特長

- ① 好きなプログラムを選ぶ…おとな(保護者・教員・ボランティア)も子どもも複数のプログラムから自分の好きなコースを選んでいる。親子別々のコースを選択することも可能である。また、生涯学習の視点を入れたプログラムも設けている。
- ② 開かれた活動…参加者は在校生だけではなく、きょうだい、卒業生、地域の特別支援学級の方、他の養護学校の方など広く案内し、“来るものは拒まずのスタイル”にしている。保護者との参加が原則ではなく、ヘルパーさんとの参加も多く、社会参加のひとつの形になっている。
- ③ プログラムの指導者はできるだけ校外の方に依頼…できるだけ地域の方や団体に依頼し、地域とのネットワーク作りを図っている。ボランティアサークルの方、保護者の知り合い、ボランティアセンターの登録団体等を活用している。保護者も人的資源として活用し、特技を生かして指導者となることもある。
- ④ その他運営上の工夫・特長
  - 独立した会計を持ち、参加者からの年会費で運営。(活動の中での実費その都度、別途徴収)
  - 保険は毎回の行事保険ではなく、年間で加入している。
  - プログラムのコースは基本5コースだが、集団が大きくなりすぎないようにグルーピングを工夫して(できるだけ年齢別集団を優先している)活動を保障している。
  - あきる野学園は、知・肢併置校で一緒に活動することを基本としている。
  - 学校開放事業「ボランティア養成講座」の体験の場として『あきるのクラブ』を活用している。講座を修了された方が加入しているボランティアサークルの活動の場にもなっている。

- 年度始めに各家庭「聞き取り用紙」を配布し、詳しく記入、提出してもらっている。活動を共にするボランティアの方に向けて、子どもの様子・特徴が分かりやすく伝わるようにしている。

### 『あきるのクラブ』年間計画の一例（平成19年度版）

		Aコース	Bコース	Cコース	Dコース	Eコース
1	6月16日(土)	フラダンス教室	和太鼓	英語で遊ぼう	お菓子作り	たゆたゆ
2	7月14日(土)	よさこいソーラン	パネルシアター &読み聞かせ	卓球教室	カラオケボックス	たゆたゆ
						きょうだい(インライン)
3	8月4日(土)	作品作り	リトミック	水遊び	卓球教室	きょうだい(インライン)
4	8月18日(土)	インラインスケート	和太鼓	水遊び	科学で遊ぼう	たゆたゆ
5	9月15日(土)	みんなでバーベキュー				
6	10月13日(土)	親子で遊ぼう! 羽村動物園				
7	10月20日(土)	親子で遊ぼう! 高尾山登山				
8	11月17日(土)	地域活動(①青梅・奥多摩地区 ②昭島地区)				
9	11月24日(土)	地域活動(①あきる野・日の出・検原地区 ②福生・羽村地区)				
10	12月16日(日)	みんなで Merry Christmas!				
11	1月19日(土)	インラインスケート	パソコン教室 (高・OB・地域)	お正月遊び& 茶道教室	リトミック	たゆたゆ
						きょうだい(お菓子作り)
12	2月16日(土)	パソコン教室	作品作り	楽器遊び	お菓子作り	マナー教室
13	3月15日(土)	ボーリング大会				

### 3. 実際の活動について（プログラムの一部）

#### <地域活動>

地域活動の足がかりを作っていくために設けている。校区の重なる養護学校や地域の特別支援学級と合同で行えるように居住地域ごとに、地域施設（主に小学校）を使って活動している。副籍も考慮し、使用学校の子どもたちにも参加を呼びかける年もある。

<たゆたゆ>主に重度重複心身障害や医療的ケアを要する子どもたちのためのプログラムである。光や香り、音、感触など心地よい刺激を味わうことを主としている。ボランティア看護師の方に参加してもらい、保護者のレスパイトや保護者がきょうだいと参加する時間にもなっている。

#### <きょうだい>

今年度より実施している。これまで、障害のある子どもの余暇を豊かにするためのプログラムを実施してきたが、きょうだいのニーズを考えた時、付き添いではなく、誰にも遠慮せず楽しめ、交流する場としてのプログラムの必要性を感じたことから設けた。

#### <保護者版あきるのクラブ>

子どもたちのプログラムとは別に保護者の交流も兼ねて、あきるのクラブ保護者版としてパソコン教室やボーリング大会などを企画している。



たゆたゆコース



きょうだい・インラインスケート

## ii) 「大塚クラブ」(東京都立大塚ろう学校)

### — 放課後・土曜休日活動 —

#### 1. 運 営

大塚クラブは、PTAを中心に立ち上げたNPO法人大塚クラブによって運営されています。参加者の年会費で運営にすると共に、法人のメリットを活かして公的補助金や民間助成金の活用に積極的に取り組んでいます。参加制限はなく(教室により年齢や障害程度の制限有り)、居住地域も東京都のほか近隣の県に及んでいます。参加者、ボランティア共に、NPOの賛助会員として登録していただき、団体保険の被保険者として傷害のみならず、賠償責任の保障も受けることが出来ます。

#### 2. 活動の変遷

学校5日制完全実施を機会に、保護者と教職員有志、ボランティアの協力で子どもたちの居場所づくりをはじめます。PTAと協力しながらも大塚クラブとして独立した組織とする。

##### ● 第1・2年次(平成13年～14年)

第1、第3土曜日を基本に活動をスタート。もちつき、昔遊び、コンサート、ドッジボール、スポーツチャンバラ、各種ワークショップなど、イベント中心に活動。一般ボランティアに加え関東聴力障害学生懇談会のメンバーに中心となってお協力いただく。また、保護者会を組織し、ボランティアとして積極的に加わる。月1回は年間契約の専用農園(埼玉県富士見市100坪)で農業体験クラブを実施する。放課後活動として、豊島区卓球連盟のご協力で卓球クラブ(毎週木曜日)をスタートする。

##### ● 第3・4年次(平成15年～16年)

午前中は学習(算数・数学教室)、午後は遊び、農業体験は別日程にと、活動の基本スタイルがほぼ出来上がる。登下校とイベントなどの時以外は子どもたちだけで参加させ、保護者はあまり関わらなくなる。聖山高原学園でサマーキャンプ(4日間)を実施。

##### ● 第5・6年次(平成17年～18年)

大塚クラブがNPO法人として認可され、新たなスタートをする。文部科学省地域教育力再生プラン・豊島区地域子ども教室の一事業所として、基本パターンに加え、子どもたちの可能性を伸ばすための新しいクラス、放課後活動を設置、一般児童・生徒の参加も増える。他団体、企業との協力によるサマーキャンプ、ITキャンプ、英語キャンプを開始。

##### ● 第7年次(平成19年)

地域子ども教室から地域活性化推進事業へと事業が変わる。子ども向けの教室に加え、保護者や支援者、ボランティア向け講座の充実を進める。夏の恒例になりつつあるキャンプ(本年度は20日間実施)は、全国のろう学校へ呼びかけ、関東の他、九州、四国、東海からも参加者が集まった。

#### 3. 今後の活動

学期毎の事業見直し、新たな取組みへの挑戦は今後も続けていく。また、他のろう学校、特別支援学級等との連携やネットワーク化を進めて、ボランティア、イベント、運営ノウハウなどの共有化、相互支援なども計画している。

---

### iii) 和歌山県 「いきいき交流教室」

---

和歌山県では平成16年度より3年間地域子ども教室推進事業の中の事業として「いきいき交流教室」が県内10校の養護学校で開催されてきました。本年度も放課後子どもプランの事業の中で活動は続いています。

いきいき交流教室はそれぞれの養護学校でPTAと学校による実行委員会が作られています。土曜日や長期休業など、子どもたちの休校日に学校や地域の施設などを利用して様々な催し物を行っています。企画から開催までは実行委員会単位で行われています。最近では仕事を持つ保護者が増え、準備等の時間も限られた中での開催になっています。それでも、参加する子どもたちの喜んだ顔を思い浮かべながらそれぞれに頑張っています。

学校週5日制が実施された頃、和歌山県には、他府県のように障害児者専用のスポーツセンター等の施設がなく、また、障害児の学童保育等もありませんでした。今のように制度も整っていなかったため、休日の負担はそのまま保護者の、とりわけ母親のものとなります。学校が休みになっても行くところも限られ、保護者は一様に不安を抱いていました。そんな中、少しでも補助金を貰えることになり各校で土曜日などに子どもたちの居場所づくりが始まりました。その居場所づくりがそのまま「いきいき交流教室」に繋がったのです。平成18年度には県内の養護学校合わせて10校で延べ236回のいきいき交流教室が開催された事が報告されています。

活動の内容は地域性に富み、普段子どもたちが体験できないプログラムばかりです。きのかわ養護学校では、毎年「親子あまご・あゆつかみ大会」が開催されています。地元の溪流クラブの方が早朝から調達してくれた魚を学校のプールに放します。生きている魚を手づかみするという、普段の生活ではなかなか出来ない体験を通して、生き物や水に親しむと共に、親子のふれあいや家族間の交流を深めることを目的に取り組んでいます。

地域に出向いての活動もあります。

みくまの養護学校では、イルカのふれあい体験が行われました。積極的にチャレンジする子、こわごと近づく子と、表情は様々でしたが、直接接触することによって好奇心が増していることが手に取るようにわかり、終わった後も余韻が残っていました。貴重な体験に大きなインパクトを受けたことは間違いなく、将来的にもかなりよい効果を与えるものと確信しました。

他にも、そばやうどん打ちに挑戦したり、リトミックやカヌー教室と、子どもたちの興味が少しでも広がるようにと沢山のプログラムがありました。ピアノコンサートが行われたり、陶芸家の方が指導に来て下さったりと活動には地域の方も多く協力してくれています。

多くの学校が、高校生ボランティア養成講座を開設し、交流教室に地域の高校生がボランティアで多く参加しています。子どもたちにとって、大人ではない「少し上のお兄さん・お姉さん」との関わりは滅多に出来ない経験です。参加してくれた高校生が町でも声をかけ、手助けをしてくれたりと、この活動を通して知り合ったボランティアと地域の中でもつながりがもてると嬉しい報告もありました。

本年度も活動の真っ直中でどの実行委員会も企画を絞り出すのに四苦八苦しているところです。これらの企画を考えるのは毎回至難の業です。好評で毎年引き継がれていくものもあれば、時には参加者も少なく寂しいものになってしまう時もあります。

紀北養護学校では好評だった「ホースセラピー」を今年も実施しました。地元の乗馬クラブの方が、ポニーとサラブレッドを学校の校庭まで連れてきてくれます。みんなで代わる代わる乗馬を体験したり、馬に触れたりしました。乗馬の取り組みは小さい子どもから高校生まで幅

広く楽しめる活動で、来年度以降も引き続き開催していきたいと思っています。

養護学校でこういった教室が開催されるのではなく、地域の催し物に参加していくべきではないか、という意見があるのも事実です。しかし、学校に通う子どもたちの中には、対人関係が難しかったり、また、初めての場所や試みが苦手な子どもたちも多くいます。この教室での経験がきっかけとなって、子どもたちの活動の幅が広がり、また、ボランティアなどを通じて、地域でもつながりが広がっていけばと思います。それと同時に地域の様々な活動にも参加できるよう関係機関に働きかけていければと思います。

これからもいきいき交流活動の趣旨に基づいて、さらに充実した活動になるよう創意・工夫しながら関係者やボランティアと連携し活動を進めていけるよう、努力していきたいと思っています。

### 紀北養護学校いきいき交流教室の活動（県内の10校の一例）

#### 活動内容

活動経過	平成16年度	平成17年度	平成18年度
実施場所	紀北養護学校 中央コミセン 海南市民会館 他	紀北養護学校 東部コミセン わかやま館 他	紀北養護学校 東部コミセン ビック愛 他
年間実施回数	19回	15回	11回
児童参加数	延べ572名	延べ573名	延べ486名
大人参加数	延べ565名	延べ590名	延べ436名
活動内容	調理 ピアノコンサート リトミック クリスマス会 お別れパーティー	調理 音楽会 リトミック クリスマス会 ボウリング大会	調理 リトミック 乗馬教室 クリスマス会 お別れパーティー

#### 活動例

##### ●調理活動＜カレーづくり＞

子どもたちが興味をもち、みんなが参加できる活動に取り組んでいます。また、将来地域に根ざした活動となるよう、地域別（和歌山A、和歌山B、海南・紀美野）のグループに分かれて包丁やピーラーを使いカレーの材料を切るなど調理活動を行い、交流を深めています。

カレーを煮ている間は体育館でビデオを鑑賞し、出来上がった甘口と辛口のおいしいカレーライスを体育館で、グループごとにいただきます。みんなと一緒に楽しい昼食会となりました。

## (2) 放課後児童クラブ（学童クラブ）

### i) 八王子市の放課後児童クラブ（東京都）

八王子市は、東京都の西部に位置する人口が55万人を超える市である。小学校は70校、中学校は38校で学童クラブに関して以下のような状況である。

#### 1. 学童クラブの総数

- (1) 公設学童保育所 60施設
- (2) 民設自主学童クラブ 8施設 計68施設

#### 2. 障害児受け入れの学童クラブ数

- (1) 公設学童保育所 52施設（要介助児童48施設、介助不要児童4施設）
- (2) 民設自主学童クラブ 4施設 計56施設

#### 3. 平均的な障害児受け入れ数

- (1) 公設学童保育所 197名 52施設 平均3.8人（H19. 4. 1現在）
- (2) 民設自主学童クラブ 8名 4施設 平均2人（H19. 4. 1現在）  
計215名 56施設 平均3.7人（H17は138人・H18は169人）

#### 4. 知、肢、盲特別支援学校からの利用者は 45人

（学年内訳、1年14人・2年14人・3年7人・4年11人）

#### 5. 障害児を受け入れる際の指導員加配について

学童保育所入所審査会で「要介助」と決定された児童2人に対して障害児加配指導員を1名配置している。

今年度は127人が「要介助」対象となっている。（H17は70人・H18は90人）  
年々、障害児の放課後児童クラブへの参加希望が増える傾向にある。

放課後児童クラブの課題としては、以下のような事があげられる。

第1に現在、入所条件を満たしていれば全介助の重度障害児も受け入れている、しかし、集団保育である為、療育や医療的介助を要望しても対応してもらえない。

第2に障害が多岐にわたるなか、保護者の要望も様々になっている、しかし、保護者は、放課後児童クラブに対する目的をもう一度理解した上で、それぞれの対応を要望する必要性がある。

そして、放課後子ども教室の実施にともない、八王子市では、現在8校で試行しているが、あくまで学校と地域が主体となり活動している。職員はシルバー人材センターから2名派遣され、対応している。子どもの放課後の安全確保の目的もあり見守り中心の保育となっている。今のところ、今後障害児の参加希望があったときという事は想定していないようだが、特別支援学校のPTAとしては、個別の教育支援計画を活用して、支援者と一緒に参加できるよう働き掛けをする取り組みも必要であろう。

次にわが子の学童期の過ごし方をまとめてみた。

現在、高等部1年で先天性心疾患を伴うダウン症の男子である。

小学校1年から地域の学童クラブに通った。地域の学童クラブを選んだのは特別支援学校へ通学していたため、地域との関わりを作りたいかつ、送迎を少なくしたいとの理由からだった。

受け入れ先の学童クラブは、開発最中の街だったため、自主として立ち上がって2年目の学童クラブだった。当然、運営は保護者で、当初場所も学校横の緑地帯にプレハブの仮設建物だった。そのような状況の中、初めての障害児で、しかも知的と心疾患を伴うわが子を受け入れるにあたり、幾度か運営委員会の代表や指導員の先生と面談を行って、共通の理解を図った。

その時の代表は保育士で、障害児に対して知識と理解があり、積極的に受け入れる方向で検討してくれた。そして、運営委員会の審議了承を経て入所した。

入所後も指導員の先生との面談を行い、私も運営委員会に積極的に携わり、行事にもなるべく参加した。途中、代表が代わり、「地域の子ども達と関わる事」という障害児にとっての大切な部分の理解はなかなか得られなかった。指導員の先生は何人も代わったが、比較的上手く関わっていただいた。

4年間通ったなかで感じた課題は、第1に送迎があげられる。これは、地域の学童クラブとはいえスクールバス停から学童クラブまでは親あるいは支援者が付き添わなければならなかったためだ。

第2に指導員、利用している子ども達、その保護者への理解を図るための親の努力が必要だと感じた。決して「お願いします。」だけでは預けられないという事だ。もし問題が発生したとき共通理解が得られていないと、学童クラブの運営そのものに影響することもある。

結局、4年生の終わりに市に移管されて入所規程が4年生となったため、卒所した。「地域との関わり」を求めた学童クラブで過ごした4年間で、当初は街や公園で偶然会う機会があると、声をかけられていたが、学年が上がるにつれ外で会う機会も減り、関わりあいはなくなっているが、何人かの保護者とのつながりは今も続いている。

土地開発によってできた新しい町の中で、わが子の事を知っている人が少しでもいるという事、新しい扉を開けたという事実がわが子も私も、次へのステップへと踏み出せる自信になっていると思っている。

現在わが子は、学童期から並行して利用している、地域ディグループの放課後及び長期休暇の活動と、加えて、余暇支援をサポートする機関を利用し移動支援を活用した、放課後及び休日の活動の充実にあてている。これは、学齢期も終わりに近づき卒後を見据え、地域を越えたより広い活動の充実と自立も含めた支援を考えて始めたことだ。

以上、八王子市の放課後児童クラブの現状と課題及びわが子の体験から考察すると、放課後児童クラブだけでは障害のある子ども達の放課後活動は充実しないと思われる。

障害も多岐にわたり、年齢の幅もある学齢期の障害のある子ども達の放課後が充実するには、教育と福祉の連携はもちろん、保護者も支援者のひとりである事を念頭におき、行政の施策を上手く活用し、わが子にあった放課後活動を選択する努力は必要だと考える。

## ii) 松江市の宍道児童クラブ「しんじっ子」(島根県)

### 1. 概要

- 現在松江市には30の放課後児童クラブがあり、運営は主に各放課後児童クラブの運営委員会が行っている。
- 18カ所の放課後児童クラブで、特別に支援の必要な子どもたちを受け入れており、それらの放課後児童クラブでは指導員の加配を行っている。
- 松江市は放課後児童クラブ担当課が、平成19年度から教育委員会（教育総務課）へ移行した。

### 2. 宍道児童クラブについて

- 運営は、宍道児童クラブ運営委員会が行い「しんじっ子クラブ」の他に、「来待みちくさクラブ」の運営も行っている。
- 市町村合併により松江市の補助と利用料により運営されている。
- 現在1年生から6年生までの児童が登録しており、登録者は約160名。うち、特別支援学級に通う子どもが10名登録している。
- 毎日利用する毎日登録と随時登録とがあり、随時登録者は活動内容等を見て、チケット（半日350円：おやつ代を含む）を購入して活動に参加する。
- 一日の平均利用は約60名で、特別支援学級の子どもはうち4、5名。スタッフは一日10名程度。その内、社会教育主事や言語聴覚士など専門性を持ったスタッフがいる。
- 本年度は、自主研修で外部講師を招いたり、島根県立松江養護学校が開催するサポーター養成講座にスタッフのほぼ全員が参加したりするなど、特別に支援の必要な子どもたちへの理解を進める取り組みを行っている。
- 放課後児童クラブの行うレクリエーション案内を市内の養護学校等にし、連携を深めている。
- スタッフの中に「相談員」がいて、就学前から学齢期の子ども達の療育相談を行い、宍道健康センターの保健師をはじめ、各関係機関と連携を取り、一人の子どもについて就学前から就学後も支援をしていこうとする体制が、宍道児童クラブを拠点としてできつつある。

### 3. 課題などについて

- 今後は、厳しい予算の中で運営を工夫していく必要がある。
- 今後も利用児童が増える可能性があり、活動場所の確保が難しくなってくる。
- スタッフの研修会を充実させ、他の放課後児童クラブとの連携を深め、質の高い魅力ある放課後児童クラブを目指す。
- 特別に支援の必要な子ども達の特性を理解し、集団生活の輪の中で、共に関わっていききたい。
- 地域・学校・保護者との連携を深めていきたい。

### iii) 杉並区の放課後児童クラブ（東京都）

#### 1. はじめに

杉並区の放課後児童クラブ（学童クラブ）の歴史は古く、昭和40年代から各学校の敷地に設置されてきた経緯がある。特に障害児受け入れについては、杉並区立済美養護学校（知的障害の小学部、中学部）が設置されていた関係から制度上早くから開始されてきた。

現在は区立の小学校区に1または2箇所の学童クラブを設置している。児童館を中心として47箇所の施設があり、障害児の受け入れは各学童クラブ4名まで受け入れている。ただし、重度重複障害のある子どもは、1箇所の学童クラブで4名のほかに6名まで受け入れている。

全学童クラブの定員は合計すると3,135人であり、今年度の障害児の受け入れは広汎性発達障害（ADHD等）の子どもを含めて124名が学童クラブに加入している。

#### 2. 活動内容、費用など

学校があるときは	下校時	～午後6時
夏休み等学校休業日	午前8時30分～午後6時	
利用延長時間	午後6時30分	
費用	利用料	3,000円 おやつ代1,800円

#### 3. 障害児受け入れ数について

一般の児童は、小学4年生までの受け入れであるが、障害児等特別な支援が必要な児童の場合には小学校6年まで延長されている。定員は各4名であり補助指導員が配置される仕組みとなっている。その児童の状態で1対1の場合もあれば1対2という場合もあるという。

また、現状4名の障害児枠も区内の特別支援児童対応重点学童クラブでは6名へと増員した。肢体不自由の児童も入会可能にするために区内の一箇所のクラブを「重度重複障害」の児童を対象として枠も6人としている。

#### 4. 通所支援について

学校から学童クラブへの通所が、困難な場合には担当部署の児童青少年課に登録された通所支援ボランティアの紹介などもしている。肢体不自由の児童の場合には、スクールバスが到着する場所まで学童クラブの職員が迎えに行くこともある。

#### 5. 巡回指導「学童クラブ特別支援児童巡回指導」について

臨床心理士、臨床発達心理等の資格を持った専門職の方々に委託して巡回指導の制度がある。行政としての予算も上記の名称で組まれている。

大学の研究者であったり、養護学校を退職した教員たち15名前後に委託しており15年以上も前から実施されている。知的障害の子どもたちだけでなく、広汎性発達障害の子どもたちへの巡回指導を行っている。そのアセスメントをもとに学童クラブの指導員に対して集団の中での過ごし方、遊び方などを助言している。

### 3. 障害のある子どもの地域における放課後活動

#### — 保護者の立場から —

#### 1. 10年前の全知P連による調査と提言を原点に

平成10年に全知P連では「障害のある児童・生徒が参加する地域活動の促進と学童保育の充実を目指して」というテーマで、全国の知的障害養護学校にアンケート調査を行いました。これは、学校週5日制の完全実施を目前にしていたことや、児童福祉法一部改正により障害児を受け入れる学童保育の拡充が重要な課題になっていたことなどが背景にありました。

その年の夏の全知P連全国大会では、会長からアンケート結果の報告と提言がされました。「障害のある児童・生徒が当たり前活動できる場があることは、生涯にわたり充実した生活を地域で送ることを目指す上で重要」と述べられ、必要性を感じつつも十分に推進できていない現状が浮き彫りになった地域活動においては、「学校やPTAがいつまでも主体になっているのではなく、地域で実施できるように地域活動を拡大することが望まれます。」と提言されました。また、学童保育に関しては予想以上に利用されていない現状が明確になり、文部省・厚生省（当時）等関係機関から区市町村へ早急に働きかけていく必要がある中、「障害児こそ放課後の活動の場は貴重であり、家に閉じこもらないで健常児と交流し、充実した活動の場を設ける必要があります。」と訴えられました。

全知P連として各学校・PTAの協力を得て調査し、全国に提言を発信したことの意義は非常に大きく、その内容も現在と方向性は変わっていません。それから10年間、全知P連は、ずっと障害のある子の地域生活に視点を置いて事業を行ってきました。本事業も、10年前の提言が原点になっていると言っても過言ではありません。そして今回、放課後活動についての詳しいアンケート調査を行ったことにより、全国の特別支援学校とPTAがそれぞれの地域の現状を改めて把握し、情報を共有する貴重な機会を得ることができたのではないかと思います。

#### 2. 子どものニーズと保護者のニーズ

放課後活動に限らず、あらゆる活動や場面において、ニーズの多様性に応えるというのは非常に難しいことです。子どもの実態も違えば家庭環境も異なり、子ども自身の希望も親の子に対する願いも皆様々です。この新しい教育の時代に入った今、子どもたちの放課後を考えるにあたって私たちが大切にすべきことは、何が理想的なのかを追求したり、多様性の中での最大公約数を見出そうとしたりすることではなく、まず、それぞれのニーズに耳を傾け、それぞれの違いを受けとめようとするのではないのでしょうか。学校教育とは違い、決められた枠や教育課程もなく、放課後という遊びを中心とした自由な時間を多様なニーズの中で組織していくのですから、相当柔軟性のあるしなやかな心をもって、地域・学校・家庭で共に考えていかなければならないと思います。

特に、子どものニーズというのは、わかるようになかなかわかりません。子を思う親の強い願いの陰に隠れて見えなくなってしまうことがよくあります。子どもを取り巻く様々な条件の中で、「こんな風に育ってほしい」という願いを込めてその過ごし方をコーディネートしていく責任は保護者にあるでしょうが、それにはたくさんの支援者の視点を借りることが大切です。放課後、子どもが良い時間を過ごせるように、という視点を見失いさえしなければ、「子どもの居場所づくり」か「親の就労保障」か、とか、子ども一人一人の支援か子育てをする保護者の支援か、などという二者択一の議論はあまり問題ではないのかもしれないかもしれません。保護者が働いていなくても、たいへんなことを抱えていなくても、子どもにとって良い時間は

必要であり、またそれがなければ、保護者も安心して働くことができません。真剣に考えなければならぬのは、その子にとっての「居場所」・「良い時間」とは何なのか、それこそが子どものニーズであるはずです。

### 3. 障害のある子どもにとっての放課後と地域生活

障害のある子どもにとって、放課後の「良い時間」とは何なのでしょう。充実しているかどうか、成長・発達につながるかどうか、何か効果があるかどうか、保護者が安心して社会生活に専念できるかどうか…などと評価されますが、とても漠然としていて難しいです。日頃、特別支援学校や特別支援学級など比較的限られた人間関係の中で過ごすことが多く、また自分からその関係を広げていくことが難しい子どもたちなので、多くの保護者は、「学校・家庭以外の場所で地域のいろいろな方に支えられながら、少しでも健常のお子さんと触れ合い、交流させる機会を持たせたい」と考えます。けれども、中にはそのような場に懸念を抱き、たとえ受け入れがあったとしても、あえて障害のある仲間同士の集団を選ぶ人も少なくありません。障害者自立支援法による厳しい状況にあっても、現に、児童デイサービスや日中一時支援、また自治体独自の補助金による障害児学童を利用したり希望したりしている人はたくさんいます。それはなぜなのでしょう。

ひとつには、地域社会全体の障害児・者に対する理解がまだまだ追いついていないことが考えられます。共に過ごし、遊ぶはずの同じ地域の子供たちとその保護者に、仲間として受け入れられていないことを感じながら、そこで我が子を過ごさせるのは、親として心が痛むのは当然です。以前に比べれば随分理解も進み、特別支援教育の推進に伴って更に良くなっていくことは期待できますが、これは非常にデリケートな問題で、傷つくのを避けて安全圏を選ぶ親は今でもたくさんいるはずです。

また、専門性や人的配慮の問題が大きいのも確かです。障害のある子どもが地域の子供たちの中で過ごすとき、ただその場にいればいいのでは決してなく、当たり前で過ごすためには、一人一人に応じた支援が不可欠となります。障害の特性を理解し、必要な支援をして初めてその子がそこに居ることが「普通」のことになり、対等に遊べるようになるのではないのでしょうか。障害のある子どもが、地域の中で自分の持っている力を発揮して生活していくためには、本人にも、支援する側にも、見守る保護者にも、相当のエネルギーが必要となります。従来の福祉型サービスには、少なくとも、障害の特性に応じた配慮と成長・発達を促す役割があったため、保護者にとっても安心感があるのでしょうか。

障害があってもなくても、地域の中で共に生活し共に育つということはごく当たり前のことで、障害児を受け入れるとか受け入れないではなく、本来、共にいて当然なのでしょう。けれども、この理念があまりにも先行し、理想を掲げた大人たちがはりきり過ぎると、「良い時間」を過ごせないどころか、苦痛を感じながら伝えることもできずに我慢し続ける子ども達が出てきてしまうという現状を、私たちはきちんと見なければなりません。どの子も生き生きと過ごしてほしいのです。

### 4. 「放課後子どもプラン」で過ごす障害児とその課題

平成19年度から新たにスタートした「放課後子どもプラン」は、文部科学省と厚生労働省が一体的に実施するという注目すべき事業で、地域社会全体で地域の子供たちを見守り育んでいこうというその基本的な考え方は、全知P連が提言し続けてきたことと変わりません。既に述べたように、障害のある子どもたちが、その活動場所を「居場所」と感じ、より良い時間を過ごすことができるように、皆で考えていかなければなりません。

まず、地域全体の理解推進を図り、障害のある人たちとかかわることに皆が日頃から慣れて

---

いくことに加え、ボランティア養成などを通して意図的にかかわろうとする人たちのレベルアップを図り、地域の支援の質を高めていくことが大切です。子ども達は人の気持ちにとっても敏感で、自分に壁を持たない人の心には、ストレートに飛び込んでくるのです。

次に、専門性をどう取り入れるかが鍵となります。子ども達にとって、人とかかわること、生活そのもの、遊びなど、全てあらゆる場面が学びの場であり、成長につながります。また、抱えている課題や対応に迷うような行動も多々あります。一人一人の様々な障害の特性に応じて専門的な助言を得られることは、障害児はもちろん、関わる人たちの安心感につながり、集団全体が安定してきます。保護者にとっても専門性の有無は、子どもを安心して託せるかどうかの決め手になるでしょう。巡回指導や職員の研修・相談など、是非、取り入れていただく必要があります。

更に、一人一人のニーズに応じた対応が継続的にできるようにするために、「個別の支援計画」が不可欠です。地域の多くの方がかかわることや、学校、家庭をはじめ他の関係機関との連携が大切なことから当然必要ですが、「障害のある子」でひとくくりにする事なく、そのニーズの多様性を受け止めていくためにも、欠かせないものではないでしょうか。その策定・実施・評価にかかわることのできる職員の存在も重要となります。

## 5. 保護者として

このように、子ども達にとって放課後はとても大切な時間です。けれども忘れてはならないのは、充実した家庭生活、学校生活があってはじめて放課後が意味をもってくるということです。家族や教員が、毎日しっかり子どもと向き合うからこそ、それ以外の時間に地域の方と過ごすことの価値が生きてくるのです。

また、どんなに皆で工夫し、努力し、柔軟な対応を試みたとしても、多様なニーズには応じきれず、その場に合わない親子もいるでしょう。心を開けなかったり、物理的に対応が難しかったり、中には人がいるだけで刺激が強くて静かに休む必要のある子どももいます。送迎などの対応には、他のサービスとの併用も考えられます。同じ地域の中に複数の受け皿があり、様々な選択肢の中から、少しでも子どもの実態やニーズに合った場を選べるような地域資源の掘り起こしと相互の連携が必要になってくるのではないのでしょうか。

その上で何より大切なのは、常にその場が子どもにとってふさわしいのか、子どもが生き生きと過ごせているのかを見つめ、見直していく力を私たち自身が持つことです。保護者以外の多くの方々の視点を借りながら、子どもの心の声に耳を傾け、受けとめることができるような支援者のひとりでありたいものです。

文部科学省委託事業（平成19年度）  
障害のある子どもの放課後活動促進に関する調査研究

---

障害児が参加する

## 放課後子どもプラン

実践事例

---

平成20年2月

全国特別支援学校知的障害教育校PTA連合会

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3-11-4  
7 センtralビル704

電話・FAX 03-3237-8490



文部科学省委託事業（平成19年度）  
障害のある子どもの放課後活動促進に関する調査研究

## 障害児が参加する 放課後子どもプラン

### 実践事例

#### <目次>

#### はじめに

— 障害児が参加する放課後子どもプラン実践事例について — … 2

#### 1. 放課後子どもプランについて

— 障害のある子どもの放課後活動の現状と課題 — …… 3

#### 2. 「放課後子どもプラン」実践事例 …… 6

##### (1) 放課後子ども教室 …… 6

##### ① 特別支援学校や特別支援学級の児童生徒（障害児）が

参加している小学校区における「放課後子ども教室」… 6

i) 横浜市「放課後児童育成施策」（神奈川県）… 6

ii) 品川区「すまいるスクール」（東京都）…… 8

iii) 川崎市「わくわくプラザ川崎」（神奈川県）… 10

iv) 伊達市、三春町「放課後子ども教室」（福島県）… 12

v) 世田谷区「新BOP」（東京都）…… 14

##### ② 特別支援学校における「放課後子ども教室」…… 15

i) 「あきるのクラブ」（東京都立あきる野学園養護学校）… 15

ii) 「大塚クラブ」（東京都立大塚ろう学校）…… 17

iii) 和歌山県「いきいき交流教室」…… 18

##### (2) 放課後児童クラブ（学童クラブ）…… 20

i) 八王子市の放課後児童クラブ（東京都）…… 20

ii) 松江市の宍道児童クラブ「しるじっ子」（島根県）… 22

iii) 杉並区の放課後児童クラブ（東京都）…… 23

#### 3. 障害のある子どもの地域における放課後活動

— 保護者の立場から — …… 24